

昭和52年4月1日教育委員会規則第6号

改正

平成12年3月8日教委規則第8号

平成19年2月15日教委規則第4号

平成20年3月7日教委規則第6号

平成24年3月30日教委規則第4号

狛江市立図書館協議会規則

(目的)

第1条 この規則は、狛江市立図書館設置条例（昭和51年条例第10号。以下「条例」という。）第4条の規定に基づき、狛江市立図書館協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、狛江市立図書館（以下「図書館」という。）の運営に関し、狛江市立図書館長（以下「館長」という。）の諮問に応ずる。

2 協議会は、図書館のおこなう図書館奉仕について、館長に対し意見を述べることができる。

(構成)

第3条 条例第3条第2項に規定する委員は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学校教育関係者 2人以内
- (2) 社会教育関係者 2人以内
- (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者 2人以内
- (4) 学識経験のある者 2人以内
- (5) 公募による者 2人以内

(委員長及び副委員長)

第4条 協議会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

3 委員長及び副委員長の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 4 委員長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、委員長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議決は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(事務)

第6条 協議会の事務は、図書館をして処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、協議会が別に定める。

付 則

この規則は、昭和52年4月1日から施行する。

付 則 (平成12年3月8日教委規則第8号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この改正規則の施行の際、現に改正前の規則第3条の規定により狛江市立図書館協議会の委員に任命されている者は、この改正後の規則第3条の規定により協議会の委員に任命されたものとみなす。

付 則 (平成19年2月15日教委規則第4号)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 委員の募集、その他この規則を施行するために必要な準備行為については、この規則の施行前にも行うことができる。

付 則 (平成20年3月7日教委規則第6号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

付 則 (平成24年3月30日教委規則第4号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。